ロ　看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ハ　次のいずれかに該当すること。

①　地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2を算定する病棟又は十三対一入院基本料を算定する病棟にあっては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を○・六割以上入院させる病棟であること。

②　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2を算定する病棟又は十三対一入院基本料を算定する病棟にあっては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を○・五割以上入院させる病棟であること。

③　地域一般入院料3、十五対一入院基本料、十八対一入院基本料又は二十対一入院基本料を算定する病棟であること。

ニ　看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(2)　看護補助加算2の施設基準

イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ロ　地域一般入院基本料、十三対一入院基本料、十五対一入院基本料、十八対一入院基本料又は二十対一入院基本料を算定する病棟であること。

ハ　(1)のロ及びニを満たすものであること。

(3)　看護補助加算3の施設基準

イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ロ　地域一般入院基本料、十三対一入院基本料、十五対一入院基本料、十八対一入院基本料又は二十対一入院基本料を算定する病棟であること。

ハ　(1)のロ及びニを満たすものであること。

(4)　夜間75対1看護補助加算の施設基準

イ　当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ロ　地域一般入院料1若しくは地域一般入院料2又は十三対一入院基本料を算定する病棟であること。

(5)　夜間看護体制加算の施設基準

イ　夜勤時間帯に看護補助者を配置していること。

ロ　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

十四　地域加算に係る地域

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域

十五から十七まで　削除

十八　離島加算に係る地域

(1)　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

(2)　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域

(3)　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域

(4)　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

十九　重症者等療養環境特別加算の施設基準

(1)　常時監視を要し、随時適切な看護及び介助を必要とする重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等が配置されていること。

(2)　個室又は二人部屋の病床であって、療養上の必要から当該重症者等を入院させるのに適したものであること。

十九の二　小児療養環境特別加算に規定する基準

当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

二十　療養病棟療養環境加算の施設基準

(1)　療養病棟療養環境加算1の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ロ　長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

ハ　ロに掲げる機能訓練室のほか、十分な施設を有していること。

ニ　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

(2)　療養病棟療養環境加算2の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ロ　長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

ハ　ロに掲げる機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

ニ　医療法施行規則第十九条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

ホ　療養環境の改善に係る計画を策定し、定期的に、改善の状況を地方厚生局長等に報告していること。

二十の二　療養病棟療養環境改善加算の施設基準

(1)　療養病棟療養環境改善加算1の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき適切な構造設備を有していること。

ロ　長期にわたる療養を行うにつき必要な器械・器具が具備されている機能訓練室を有していること。

ハ　ロに掲げる機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

ニ　医療法施行規則第十九条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

ホ　療養環境の改善に係る計画を策定し、定期的に、改善の状況を地方厚生局長等に報告していること。

(2)　療養病棟療養環境改善加算2の施設基準

イ　長期にわたる療養を行うにつき適切な構造設備を有していること。

ロ　機能訓練室のほか、適切な施設を有していること。

ハ　医療法施行規則第十九条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。

ニ　療養環境の改善に係る計画を策定し、定期的に、改善の状況を地方厚生局長等に報告していること。